

10月の消防広報重点事項

発行 令和2年9月8日
盛岡市危機管理防災課
編集 盛岡中央消防署

● 消防車や救急車の緊急走行に対するお願い

消防車や救急車などの緊急自動車は、災害現場への出動や病気、ケガをした人の搬送など、緊急性の高い用務を行うことから、一刻も早く現場に到着する必要があります。そのため、道路交通法においては、道路の右側部分に車体の全部又は一部をはみ出して通行することや赤信号の交差点に進入できることなどの特例が認められていますが、緊急自動車

がより安全に通行するためには、一般車両の協力が不可欠です。

自動車などの運転中に緊急自動車が接近してきた場合は、進路を譲っていただき、スムーズな緊急通行ができるようご理解とご協力をお願いします。



道路交通法では、緊急自動車が接近してきた場合の対応が、次のように定められています。

○交差点又はその付近の場合

交差点を避け、かつ、道路の左側（一方通行となっている道路においてその左側に寄ることが緊急自動車の通行を妨げることとなる場合は、道路の右側。）に寄って一時停止しなければならない。

○交差点又はその付近以外の場合

道路の左側に寄って、緊急自動車に進路を譲らなければならない。

● ガス機器による火災や事故の防止

都市ガスやプロパンガスは、取扱いを誤ると火災や爆発などの大きな事故につながります。次の点に注意してガスによる火災や事故を防止しましょう。



- ① ガスコンロやガスストーブを柱や壁に近づけて使用すると、壁面等を熱に強い材料で覆っていても、内部の木材が炭化し、低温でも発火することがあります。柱や壁などから間隔を空けて使用してください。
- ② ガスコンロで揚げ物などをしている際の火災が多く発生しています。揚げ物などをする際はその場を離れず、また、どうしても離れる場合は短時間でもコンロの火を必ず消してください。
- ③ コンロの周囲は整理・整頓に努め、可燃物等に着火しないよう注意してください。

● 地震に対する日常の備え

地震が発生した時、被害を最小限におさえるには、一人ひとりが冷静かつ適切に行動することが重要です。

そのためには、皆さんが地震について関心を持ち、日頃から地震に備え、自分の身の安全確保や非常持出品などについて、家庭で取組をすすめていくことが大切です。

- 地震はいつ起こるか分かりません。家族構成も考慮しながら、時間帯によって誰が在宅しているかなど様々なケースを想定し、次のようなことを話し合っておきましょう。

- ① 住宅の耐震化や家具の転倒防止対策は十分か
- ② 家の中でどこが一番安全か
- ③ 非常持出袋はどこに置いてあるか
- ④ 避難場所、避難路はどこか（市が発行している防災マップなどを参考にする。）

- 支援物資が届くまで時間がかかる可能性があることを考慮し、最低3日間（できれば1週間分）の飲料水や食料品を備蓄するとともに、非常持出品を準備しておきましょう。

備蓄品は、家族、地域の状況や賞味期限などを考慮しながら、定期的にチェックし、必要に応じて入れ替えましょう。

● 盛岡市内の1月から8月までの火災件数

	令和2年	令和元年	比較増減
火災件数	19件	28件	9件減
死者数	2人	3人	1人減

● 令和2年8月中の火災1件の内訳

8月9日 茶畑二丁目 住家1棟 ぼや